

東京都保健医療計画の改定

1 東京都保健医療計画とは

東京都保健医療計画は、医療法に定める「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「**基本的かつ総合的な計画**」として策定（医療法第30条の4）

【次期計画期間】令和6年度から令和11年度まで（6年ごとに改定）※必要があるときは3年目で中間見直し

2 記載事項

- 「5疾病5事業及び在宅医療」に係る目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策

※ 5疾病：がん・脳卒中・、心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患

5事業：救急医療・災害時における医療・べき地の医療・周産期医療・小児医療（小児救急医療含む）

⇒ 今回改定から6事業目として、新興感染症発生・まん延時における医療が追加

- 地域医療構想

- 医療の安全の確保

- 外来医療に係る医療提供体制の確保

- 二次医療圏、三次医療圏の設定

- 医師、看護師等の医療従事者の確保

- 基準病床数の算定 等

⇒ 「外国人患者への医療」については、医療法上に規定される記載項目ではないものの、都においては、

外国人患者に対応した医療提供体制の整備は大きな課題と捉え、前回改定時より項目に追加

3 改定スケジュール

<令和5年度> ~8月まで

疾病・事業ごとの協議会において、骨子内容を検討

⇒ 「外国人患者への医療」については本協議会において検討を実施

8月~12月

「保健医療計画推進協議会改定部会」において、各疾病・事業ごとの計画内容・骨子・素案の検討

12月~R6年1月

パブリックコメント、関係団体及び区市町村への意見照会の実施

R6年3月

医療審議会 ⇒ **計画改定**